

鹿野・森田法律事務所報酬算定基準一覧表(1) 平成16年4月1日作成

事件等		報酬の種類		弁護士報酬の額		備考			
法律相談	1 法律相談	初回市民法律相談料		30分ごとに5000円					
		一般法律相談料		30分ごとに5000円以上2万5000円以下					
	2 著面による鑑定	鑑定料		複雑・特殊でないときは20万円以上30万円以下					
民事事件	1 訴訟事件(手形・小切手訴訟事件を除く)、非訟事件、家事審判事件、行政事件及び仲裁事件	着手金		事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 8% 300万円を超える場合 5%+9万円 3000万円を超える場合 3%+69万円 3億円を超える場合 2%+369万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額する場合がある。 ※ 着手金の最低額は10万円		特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利息の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利息の額をそれぞれ基準として算定する。			
		報酬金		事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 16% 300万円を超える場合 10%+18万円 3000万円を超える場合 6%+138万円 3億円を超える場合 4%+738万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額する場合がある。		算定可能な場合の算定基準 イ 金銭債権 債権総額(利息及び遅延損害金を含む) ロ 将來の債権 債権総額から中間利息を控除した額 ハ 離続的給付債権 債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額 ニ 賃料増減額請求事件 増減額分の7年分の額 ホ 所有権 対象たる物の時価相当額 ヘ 占有権・地上権・永小作権・賃借権及び使用借権 対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、権利の時価がその時価を超えるときは、権利の時価相当額 ト 建物についての所有権に関する事件 建物の時価相当額に敷地の時価の3分の1を加算した額 建物についての占有権・賃借権及び使用借権に関する事件 へにその敷地の時価の3分の1の額を加算した額 チ 地役権 承役地の時価の2分の1の額 リ 担保権 被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額 ヌ 不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権及び担保権等の登記手続請求事件 ホ、ヘ、チ及びリに準じた額 ル 詐害行為取消請求事件 取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の額 オ 共有物分割請求事件 対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いがある部分については、対象となる財産の範囲又は持分の額 ワ 遺產分割請求事件 対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は相続分についての争いのない部分については、相続分の時価の3分の1の額 カ 遺留分滅殺請求事件 対象となる遺留分の時価相当額 ミ 金銭債権についての民事執行事件 賞求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額(担保設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を斟酌した時価相当額) 算定不能な場合の算定基準 800万円とする。ただし、事件等の難易・軽重・手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して増減額する場合がある。 ※ 経済的利益の額と紛争の実態又は依頼者の受け取る額とに齟齬があるときは増減額いたします。			
	2 調停・示談交渉事件	着手報酬		1に準ずる。ただし、それぞれの額を3分の2に減額する場合がある。 ※ 示談交渉から調停、示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、1又は5の額の2分の1 ※ 着手金の最低額は10万円					
		報酬金		事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 4% 300万円を超える場合 2%+6万円 3000万円を超える場合 1%+86万円 3億円を超える場合 0.6%+156万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額する場合がある。					
	3 契約締結交渉	着手金		事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 2% 300万円を超える場合 1%+3万円 3000万円を超える場合 0.5%+18万円 3億円を超える場合 0.3%+78万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額する場合がある。 ※ 着手金の最低額は10万円					
		報酬金		事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 4% 300万円を超える場合 2%+6万円 3000万円を超える場合 1%+86万円 3億円を超える場合 0.6%+156万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額する場合がある。					
	4 催促手続事件	着手金		事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 2% 300万円を超える場合 1%+3万円 3000万円を超える場合 0.5%+18万円 3億円を超える場合 0.3%+78万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額する場合がある。 ※ 訴訟に移行したときの着手金は、1又は5の額と上記の額の差額とする。 ※ 着手金の最低額は5万円					
		報酬金		1又は5の額の2分の1 ※ 報酬金は金銭等の具体的な回収をしたときに限つて請求いたします。					
	5 手形・小切手訴訟事件	着手金		事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 4% 300万円を超える場合 2.5%+4.5万円 3000万円を超える場合 1.5%+34.5万円 3億円を超える場合 1%+184.5万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額する場合がある。 ※ 着手金の最低額は5万円					
		報酬金		事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 8% 300万円を超える場合 5%+9万円 3000万円を超える場合 3%+69万円 3億円を超える場合 2%+369万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額する場合がある。					

事件等		報酬の種類		弁護士報酬の額		備考					
6 離婚事件	調停事件 交渉事件	着報	手 請 金 金	80万円以上 50万円以下 ※ 離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1 ※ 財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1又は2による。							
	訴訟事件	着報	手 請 金 金	40万円以上 60万円以下 ※ 離婚調停から離婚訴訟を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1 ※ 財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1又は2による。							
7 境界に関する事件		着報	手 請 金 金	40万円以上 60万円以下 ※ 1の額が上記の額より上回るときは、1による。 ※ 上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の範囲等を考慮し増減額する場合がある。	※ 境界に関する事件とは、境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他の事件である。 ※ 調停及び示談交渉事件の場合は、左の額を、それぞれ3分の2に減額する場合がある。 ※ 示談交渉から調停、示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、左の額又は1の額の2分の1。						
8 借地非訟事件		着 手 金	借地権の額が 5000万円以下の場合 30万円以上 50万円以下								
		借地権の額が 5000万円を超える場合 上記の「標準となる額」に 5000万円を超える部分の 0.5%を加算した額		※ 調停事件・示談交渉事件は左に準ずる。ただし、それぞれの額を3分の2に減額する場合がある。 ※ 示談交渉から調停、示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、左の着手金の額の2分の1。							
		報 請 金	申立人の場合	申立の認容	借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、1による。						
				相手方の介入権認容	財産上の給付額の2分の1を経済的利益の額として、1による。						
				申立の却下又は介入権の認容	借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、1による。						
				賃料の増額の認容	賃料増額分の7年分を経済的利益の額として、1による。						
			相手方の場合	財産上の給付の認容	財産上の給付額を経済的利益の額として、1による。						
9 保全命令申立事件等		着 手 金	1の着手金の額の2分の1。審査又は口頭弁論を経たときは、1の着手金の額の3分の2。 ※ 手取金の最低額は 10万円		※ 本件と併せて受任したときでも本件とは別に受ける場合がある。						
		報 請 金	事件が重大又は複雑なとき 1の報酬金の額の4分の1。 審査又は口頭弁論を経たとき 1の報酬金の額の3分の1。 本案の目的を達したとき 1の報酬金に準じて受ける場合がある。								
10 民事執行事件	民事執行事件	着 手 金	1の着手金の額の2分の1。	※ 本件と併せて受任したときでも本件とは別に受ける場合がある。この場合の着手金は、1の3分1を限度とする。 ※ 手取金の最低額は 5万円。							
		報 請 金	1の報酬金の額の4分の1。								
	執行停止事件	着 手 金	1の着手金の額の2分の1。								
		報 請 金	事件が重大又は複雑なとき 1の報酬金の額の4分の1。								
11 破産・民事再生・会社整理・特別清算、会社更生の申立事件		着 手 金	資本金、資産、負債額、関係人等事件の規模に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1) 事業者の自己破産 50万円以上 (2) 非事業者の自己破産 8ページ付表2のとおり (3) 自己破産以外の破産 50万円以上 (4) 事業者の民事再生 100万円以上 (5) 非事業者の民事再生 8ページ付表2のとおり (6) 会社整理 100万円以上 (7) 特別清算 100万円以上 (8) 会社更生 200万円以上	※ 保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。							
		報 請 金	(1)~(3)については発生しない。 (4)は、再生計画認可を受けたとき上記着手金の2倍。 (5)は、8ページ付表2のとおり。 (6)~(8)は、配当資産、免除債務額、延払いによる利益、企業継続による利益等、当事務所の労力を考慮して算定する。								

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
12. 任意整理事件(11の各事件に該当しない債務整理事件)	着手金	資本金、資産、負債額、関係人の数等事件の規模に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1)事業者の任意整理 50万円以上 (2)非事業者の任意整理 20万円以上 ※消費者金融・ヤミ金などを相手方とする場合 8ページ付表2のとおり	
	報酬金	イ 事件が清算により終了したとき (1)弁護士が債権取立、資産充拠等により集めた配当源資額(債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の額額。以下同じ)につき 500万円以下の場合 15% 500万円を超える場合 10% + 25万円 1000万円を超える場合 8% + 45万円 5000万円を超える場合 6% + 145万円 1億円を超える場合 5% + 245万円 (2)依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額につき 5000万円以下の場合 3% 5000万円を超える場合 2% + 50万円 1億円を超える場合 1% + 150万円 ※消費者金融・ヤミ金などを相手方とする場合 8ページ付表2のとおり ロ 事件が債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときは、11の報酬に準ずる。 ハ 事件の処理について裁判上の手続を要したときは、イロに定めるほか、相応の報酬金を受ける場合がある。	
13. 過払金請求事件(12の事件のうち、利息制限法内の利率で引き直したときに生じるいわゆる過払いの請求を目的とした事件)	着手金	8ページ付表2のとおり	
	報酬金	8ページ付表2のとおり	
14. 行政上の審査請求・異議申立て・再審査請求その他の不服申立て事件	着手金	1の着手金の額の3分の2の額	※ 審査又は口頭審理等を経たときは、1に準ずる。 ※ 手取金の最低額は10万円
	報酬金	1の報酬金の額の2分の1の額	

鹿野・森田法律事務所報酬算定基準一覧表(2)

※簡易計算一覧表

事件等		報酬の種類	弁護士報酬の額			備考	
刑 事 事 件	1 起訴前及び起訴後(第一審及び上訴審をいう。以下同じ)の事案簡明な刑事案件	着手金	30万円以上 50万円以下			<p>※ 事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は煩雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事實関係に争いがない情状事件、起訴後については公判開廷数が2ないし3回程度と見込まれる情状事件(上告事件を除く)をいう。</p> <p>※ 同一弁護士が起訴前に受任した事件を起訴後も引き続き受任するときは1の着手金を受ける場合がある。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とする。</p> <p>※ 同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは着手金及び報酬金を減額する場合がある。追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が減額されるときは着手金及び報酬金を減額する場合がある。</p> <p>※ 檢察官上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言い渡しがあったときの報酬金は、費やした時間執務量を考慮したうえで、1による。</p>	
		報酬金	起訴前	不起訴	30万円以上		
				求略式命令	上記の額を超えない額		
		着手金	起訴後	刑の執行猶予	30万円以上 50万円以下		
		報酬金		求刑された刑が輕減された場合	上記の額を超えない額		
		着手金	50万円以上				
少 年 事 件	2 起訴前及び起訴後の1以外の事件及び再審事件	報酬金	起訴前	不起訴	50万円以上	<p>※ 同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは着手金及び報酬金を減額する場合がある。追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が減額されるときは着手金及び報酬金を減額する場合がある。</p> <p>※ 檢察官上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言い渡しがあったときの報酬金は、費やした時間執務量を考慮したうえで、1による。</p>	
				求略式命令	50万円以上		
		着手金	起訴後	無罪	60万円以上		
		報酬金		刑の執行猶予	50万円以上		
		着手金	起訴後	求刑された刑が輕減された場合	軽減の程度による相当額		
		報酬金		検察官上訴が棄却された場合	50万円以上		
		着手金	50万円以上				
		報酬金	50万円以上				
		着手金	依頼者との協議により、被告事件及び被疑事件のものとは別に受ける場合がある。				
		報酬金	1件につき 10万円以上				
		着手金	報酬金、依頼者との協議により受ける場合がある。				
少 年 事 件	1 家庭裁判所送致前及び送致後 2 抗告・再抗告及び保護処分の取消	着手金	30万円以上 50万円以下			<p>※ 家庭裁判所送致前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の報酬措置の有無、試験親察の有無等を考慮し、事件の重大性等により、増減額する場合がある。</p> <p>※ 同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは着手金及び報酬金を減額する場合がある。</p> <p>※ 追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは着手金及び報酬金を減額する場合がある。</p> <p>※ 速送致事件は、刑事事件の1及び2による。ただし、同一弁護士が受任する場合の着手金は、送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の範囲内で減額します。</p>	
		報酬金	非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	30万円以上			
		その他	30万円以上 50万円以下				

事件等(手数料の項目)		分類	弁護士報酬(手数料)の額	備考
裁判上の手数料	1 証拠保全(本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金と別に受ける場合がある)	基本	20万円に民事事件の1により算定された額の10%を加算した額	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
事件等(手数料の項目)		分類	弁護士報酬(手数料)の額	備考

裁判上の手数料	2 即決和解（本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することができない）	示談交渉を要しない場合	経済的な利益の額が 300万円以下の場合 10万円 300万円を超える場合 1%+ 7万円 3000万円を超える場合 0.5%+ 22万円 3億円を超える場合 0.3%+ 82万円	
		示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、民事事件の2、6ないし8による。	
	3 公示催告		2の示談交渉を要しない場合と同額	
	4 倒産整理事件の債権届出	基 本	5万円以上 10万円以下	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議により定める額	
裁判外の手数料	5 簡易な家事審判（家事審判法第9条第1項甲欄に記載する家事審判事件で事案簡明なもの）		10万円以上 20万円以下	
	1 法律関係調査（事実調査を含む）	基 本	5万円以上 20万円以下	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
	2 契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が1,000万円未満のもの	10万円
			経済的利益の額が1,000万円以上1億円未満のもの	20万円
			経済的利益の額が1億円以上のもの	30万円以上
		非定型	基 本	経済的な利益の額が 300万円以下の場合 10万円 300万円を超える場合 1%+ 7万円 3000万円を超える場合 0.3%+ 28万円 3億円を超える場合 0.1%+ 88万円
			特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
			公正証書にする場合	上記の手数料に3万円を加算する。
	3 内容証明郵便作成	基 本	弁護士名の表示の有無を区別せず、3万円以上 5万円以下	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
	4 遺言書作成	定型	10万円以上 20万円以下	
		非定型	基 本	経済的な利益の額が 300万円以下の場合 20万円 300万円を超える場合 1%+ 17万円 3000万円を超える場合 0.8%+ 38万円 3億円を超える場合 0.1%+ 98万円
			特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
			公正証書にする場合	上記の手数料に3万円を加算する。
	5 遺言執行	基 本	経済的な利益の額が 300万円以下の場合 30万円 300万円を超える場合 2%+ 24万円 3000万円を超える場合 1%+ 54万円 3億円を超える場合 0.5%+ 204万円	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と受遺者との協議により定める額	
			遺言執行手数料とは別に、裁判手続きに要する弁護士報酬を請求いたします。	
	6 会社設立等	設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常清算	資本額若しくは総資産額のうち高い額又は増減資額が 1000万円以下の場合 4% 1000万円を超える場合 3%+ 10万円 2000万円を超える場合 2%+ 30万円 1億円を超える場合 1%+ 130万円 2億円を超える場合 0.5%+ 230万円 20億円を超える場合 0.3%+ 630万円	
	7 会社設立等以外の登記等	申請手続	1件 ※ 事案によっては増減額いたします。	5万円
		交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、 1通につき	1000円
手の外	事件等（手数料の項目）	分 類	弁護士報酬（手数料）の額	備 考
	8 株主総会等指導	基 本	30万円以上	
		総会準備も指導する場合	50万円以上	

	9 現物出資等証明(商法第173条第3項等及び有限会社法第12条の3第3項等に基づく証明)	1件 ※ 出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して増減額いたします。	30万円
	10 簡易な賠償請求(自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求)	次により算定された額 給付金額が150万円以下の場合 給付金額が150万円を超える場合 ※ 損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には 増減額いたします。	3万円 給付金額の2% 増減額いたします。

報酬の種類	区分	弁護士報酬の額	備考
顧問料	事業者の顧問料	月額5万円以上	
	非事業者の顧問料	年額6万円(月額5000円)以上	
日当	片道1時間程度 片道1~2時間程度 片道2~3時間程度 片道3時間以上	一般 2万円 顧問 1万5000円 一般 3万円 顧問 2万円 一般 5万円 顧問 3万円 一般 7万円 顧問 4万円	古川、大河原 石巻、築館、福島、郡山、一関、盛岡、山形、登米 東京、八戸、秋田、いわき、気仙沼 青森

(注) 1 依頼者との協議により、上の表によらず、弁護士報酬の額を1時間ごとに1万円以上の時間制(日当を含み、実費を含まない)も選択できます。

2 弁護士報酬の支払時期

- イ 着手金 事件又は法律事務(以下「事件等」という)の依頼を受けたとき
- ロ 報酬金 事件等の処理が終了したとき
- ハ 他の弁護士報酬 本算定基準に特に定めのあるときはそれに従い、定めがないときは依頼者との協議により定められたとき

3 事件等の個数等

- イ 弁護士報酬は1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって1件とする。裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは別件とする。

- ロ 同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金は、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。

4 依頼者の人数と弁護士報酬請求権等

- イ 弁護士は各依頼者に対し、弁護士報酬を請求する場合がある。
- ロ 紛争の実態が共通な複数の事件を受任するとき若しくは複数の依頼者から委任事務処理の一部を共通とする同種事件を受任するときは、弁護士報酬を減額する場合がある。
- ハ 1件の事件等を複数の弁護士が受任したときは、各弁護士は、各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき若しくは複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたときには、それぞれの弁護士報酬を請求する場合がある。

5 弁護士の説明義務等

- イ 弁護士は依頼者に、あらかじめ弁護士報酬等について十分説明しなければならない。
- ロ 弁護士は、委任契約書が作成されている場合を除き、依頼者から申し出があるときは、弁護士報酬等の額、その算出方法及び支払時期に関する事項を記載した報酬見積書を交付いたします。
- 6 依頼者が経済的負担に乏しいとき又は特別な事情にあるときは、弁護士報酬の支払時期を変更し又は減額若しくは免除する場合もある。
- 7 事件等が特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じたときは、弁護士報酬を増額する場合がある。
- 8 着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事由により、着手金を規定どおり受け取ることが相当でないときは、着手金を減額して、報酬金を増額する場合がある。

9 委任契約の中途終了

- イ 事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、中途で終了したときは、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、清算する。
- ロ イにおいて、弁護士のみに重大な責任があるときは、弁護士は受領済の弁護士報酬の全部を返還します。ただし、既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、依頼者と協議のうえ、全部又は一部を返還しない場合がある。
- ハ イにおいて、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は、弁護士報酬の全部を請求する場合がある。

- 10 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払を遅延したときは、あらかじめ依頼者に通知し、事件等に着手せず又はその処理を中止する場合がある。

- 11 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他ものを依頼者に引き渡さないでおく場合がある。

- 12 この基準は、消費税法(昭和63年法108)に基づき弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する金額を含まない。また、委任契約の際に着手金・報酬金に消費税を加えた総額の表示をいたします。

(一覧表(1)の11,12,13について 平成20年9月9日改訂)

債務整理		個人の破産		個人の民事再生		ヤミ金		完済後の過払金回収	
着手金		着手金		着手金		着手金(一社あたり)		着手金(一社あたり)	
標準	1件 50,000	標準	300,000	標準	300,000	1件 70,000	標準	1件 70,000	標準
	2件 75,000			住宅条項利用	1社につき 100,000円を 追加	2件以上は1件 あたり50,000円 を加算		鑑定料(過払金 額の算定)	15,000円
抵当権あり	3件 100,000	4件以上は1件 あたり25,000円 で再計算	通常の示談交 渉事件と同基準	4件以上は1件 あたり25,000円 を増額する。	ただし、案件によつては、着手金を さらに増額する				
保証人あり	原則標準通り	追加の着手金	追加の着手金等(過払金回収)	追加の着手金等(過払金回収)	追加の着手金	追加の着手金	追加の着手金	追加の着手金	追加の着手金
過払金請求訴訟提起	なし	示談交渉(後払い)	25,000	示談交渉(後払い)	25,000				
控訴	通常の訴訟事 件と同様の基準	訴訟の提起	なし	訴訟の提起	なし	なし	なし	過払金の回収を依頼する 場合、通常事件と同基準	
執行	通常の訴訟事 件と同様の基準	報酬	債務整理 と同基準	報酬	債務整理と 同基準				
報酬	債務の減少 減少の10%	報酬(免責)	なし	報酬(再生計画認可)	報酬	債務の減 少	債務の減 少	報酬	報酬
示談交渉による回収	回収の20%			ただし、案件によつては、報酬を請 求する。		回収	回収	回収の20%	通常事件と同基準
訴訟による回収	回収の24%			ただし、案件によつては、報酬を増 額する					

補足

債務整理の一環として完済し
た業者から過払金を回収する
場合は、債務整理の基準に
拘る。

付 表 1

鹿野・森田法律事務所

日 当 基 準 表

(円)

	基準(移動時間)	行 先(例)	一般	顧問
A	片道1時間程度	古川 大河原	21,000	15,750
B	片道1~2時間程度	石巻 登米 築館 福島 郡山 一関 盛岡 山形	31,500	21,000
C	片道2~3時間程度	東京 八戸 秋田 いわき 気仙沼	52,500	31,500
D	片道3時間以上	青森	73,500	42,000

以上、消費税込

平成18年10月24日 改訂